

埼玉県市町村総合事務組合公報  
第3号

発行  
さいたま市浦和区仲町  
3-5-1  
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 3頁

規 則

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 4頁

- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5頁

- 市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6頁

告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合議会議員の選出について…………… 8頁



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡 勝 則

組合条例第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和37年組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第18条第2項及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) (2)に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - (2) 改正後の給与条例第18条第2項に規定する特定管理職員 107.5分の15  
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡 勝則

組合規則第1号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年組合規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条の10の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第2条の11 管理者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、1箇月（月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。）について45時間及び1年（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下この条において同じ。）について360時間（次項において「限度時間」という。）を超えて勤務をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で、時間外勤務を命ずることができる。

(1) 1箇月において100時間未満

(2) 1年において720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

3 管理者は、特例業務（災害への対処その他重要な業務）その他公務の運営上真にやむを得ない事由によって臨時の必要がある場合には、前2項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。

4 管理者は、前項の規定に基づき職員に時間外勤務を命じた場合には、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第8条の4を第8条の5とし、第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第8条の2 条例第13条第2項第2号の2の規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

組合規則第2号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「児童自立支援施設に送致され、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

別表第4常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

組合規則第3号

市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

市町村交通災害共済条例施行規則（平成18年組合規則第30号）の一部を次のように改正する。  
様式第5号を次のように改める。

様式第5号

市町村交通災害共済  
見舞金請求書兼決定書（市町村保存）

支部No.

災害を受けた会員	住所			
	氏名	会員番号等		
	生年月日	年 月 日	共済年度	年度
事故発生日	年 月 日		加入年月日	年 月 日
見舞金の種類 (該当に○印)	1. 共済見舞金 2. 身体障害見舞金		添付書類 (該当に○印)	1. 交通事故証明書 2. 交通事故自認書 3. 診断書等(治療証明書類) 4. 同乗者証明書 5. その他
当該事故における 請求回数	第	回目		
上記のとおり見舞金の請求をします。 年 月 日		見舞金振込先		
住所	金融機関		銀行・信金 支店 信組・協信	
災害を受けた 会員との関係 ( )	預金種目		普通・当座・貯蓄	
氏名(自署)	口座番号 (右づめで記入)			
	フリガナ			
	受取人氏名			
	電話番号		- -	

災害の区分等	該当欄に○印	見舞金算定	
①死亡		120万円	
②傷害1 (事故証明書)	入院	<input type="text"/> 日 × 2000円 =	2万～22万の範囲
	通院日・往診日	<input type="text"/> 日 × 1000円 =	
		小計	円
③傷害2 (自認書)	入院	<input type="text"/> 日 × 1000円 =	2万～6万の範囲
	通院日 往診日	<input type="text"/> 日 × 1000円 =	
診断書料 助成金	様式第11号	<input type="text"/> 通 × 5000円 =	円
	その他	<input type="text"/> 通 × 3000円 =	

見舞金	百	十	万	千	百	十	円	振込日	月	日
上記のとおり認定し決定します。										
年 月 日										
市町村長										
出納員										

〔備考〕

- 1 共済見舞金の請求期限は、事故発生日の翌日から起算して2年以内です。
- 2 身体障害見舞金の請求期限は、事故発生日の翌日から起算して3年以内です。
- 3 診断書料助成金は、共済見舞金（死亡及び身体障害見舞金を除く）の請求に診断書の原本を提出した場合に支給されます。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

## 交 通 事 故 自 認 書

(交通災害共済見舞金請求用)

災害を受けた 会 員	住 所				
	氏 名	年 月 日生			
事故発生	日 時	年 月 日		午前 午後	時 分頃
	場 所				
事故の 当事者	会 員	車両等	自転車・原付自転車・自動二輪車・自動車・歩行者 その他( )		
	相手方	住 所		氏 名	
		車両等	自転車・原付自転車・自動二輪車・自動車・歩行者 その他( )		
交通事故証明書が 添付できない理由		1 警察へ届け出なかった 2 その他(具体的に記入)			
事故発生状況		[ どのような状況と原因により 事故に至ったかを具体的に記入 ]		事故現場状況図	

上記について事実に相違ありません。

年 月 日

災害を受けた会員又は請求人 住 所 \_\_\_\_\_

災害を受けた会員との関係( ) 氏名(自署) \_\_\_\_\_

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

組合告示第4号

組合規約別表第3に掲げる選挙区第2区の組合議会議員に欠員が1人生じたことに伴い、組合規約第6条第1項の規定による推薦で選出された補欠議員の職及び氏名は次のとおりである。

令和4年4月1日

埼玉縣市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

選挙区	職	氏名
第2区	神川町長	櫻澤 晃